

# 法定の事業場規模別・業種別安全衛生管理組織

業種 規 模 ( 労 働 者 数 )	イ.		□.	八.
	・林業 ・鉱業 ・建設業 ・運送業 ・清掃業		・製造業(物の加工業を含む) ・電気業・ガス業・熱供給業 ・水道業・通信業・各種商品卸売業 ・家具・建具・じゅう器等卸売業・各種商品小売業 ・家具・建具・じゅう器等小売業 ・燃料小売業・旅館業・ゴルフ場業・自動車整備業・機械修理業	・その他の業種
1000~	<p>事業者 選任 産業医 (安衛法13条) 総括安全衛生管理者 (安衛法10条) 指揮 安全管理者 (安衛法11条) 衛生管理者 (安衛法12条)</p>	<p>事業者 選任 産業医 総括安全衛生管理者 指揮 安全管理者 衛生管理者</p>	<p>事業者 選任 産業医 総括安全衛生管理者 指揮 衛生管理者</p>	
300~999				
100~299	<p>事業者 選任 産業医 安全管理者 (安衛法11条) 衛生管理者 (安衛法12条)</p>	<p>事業者 選任 産業医 安全管理者 衛生管理者</p>	<p>事業者 選任 産業医 衛生管理者</p>	
50~99	<p>事業者 選任 産業医 安全管理者 衛生管理者</p>	<p>事業者 選任 産業医 安全管理者 衛生管理者</p>		
10~49	<p>事業者 選任 安全衛生推進者 (安衛法12条の2)</p>	<p>事業者 選任 安全衛生推進者</p>	<p>事業者 選任 衛生推進者</p>	
1~9	事業者	事業者	事業者	

### 安全管理体制

(法10条) 総括安全衛生管理者	(法11条) 安全管理者	(法12条) 衛生管理者	(法12条の2) 安全衛生推進者 衛生推進者	(法13条) 産業医	(法14条) 作業主任者	(法15条) 統括安全衛生責任者	(法15条の2) 元方安全衛生管理者	(法16条) 安全衛生責任者	(法15条の3) 店舗安全衛生管理者	(法17条) 安全委員会	(法18条) 衛生委員会
規模・専属	①常時100人以上 ②常時300人以上 ③常時1,000人以上 原則：専属 例外：2人以上選任する場合、その中に労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントがいるときは、そのうちの1人については専属不選任	①②常時50人以上 全業種常時50人以上	①②の業種 左記以外の業種	全業種常時50人以上で選任 常時3,000人超⇒2人以上 原則：専属 例外：以下の者から選任するときは専属不要 ①労働安全コンサルタント ②労働衛生コンサルタント ③その他厚生労働大臣が定める者 ④安全管理者、衛生管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後、5年以上安全衛生(衛生)の実務に従事した経験を有する者 ⑤厚生労働省労働基準監督署長が④と同等以上の能力を有すると認める者	高圧室内作業等令6条に掲げる危険、有害な作業において選任 ※規制は問わない ④作業を同一の場所で行う場合、2人以上選任したときは、それぞれの作業主任者の分担を定めなければならない 専属要件なし	建設業 常時50人以上 ただし、一定の道場等の建設、正気工法、一定の構造の建物⇒常時30人以上 特定期間の選任	建設業等統括安全衛生責任者を選任した者が選任 建設業等統括安全衛生責任者を外の前負人が選任	統括安全衛生責任者を外の前負人が選任	建設業に係する元方事業者 ①、以下の道場等の建設、正気工法による作業、特定の場所における施設の建設⇒常時20人以上30人未満 ②、主要構造部が鉄骨又は既骨鉄筋コンクリート造である建物の建設⇒常時20人以上50人未満	設置規模 ①-a 常時50人以上 ②-b 常時100人以上 特定の場所における施設の建設 ⇒常時20人以上30人未満 ②、主要構造部が鉄骨又は既骨鉄筋コンクリート造である建物の建設⇒常時20人以上50人未満	安全委員会（法19条）
選任	事業場ごとに1人以上を選任 （使用労働者数による選任数） 50人以上 200人以下…1人以上 200人超 500人以下…2人以上 500人超 1,000人以下…3人以上 1,000人超 2,000人以下…4人以上 2,000人超 3,000人以下…5人以上 3,000人超える場合…6人以上	（使用労働者数による選任数） 50人以上 200人以下…1人以上 200人超 500人以下…2人以上 500人超 1,000人以下…3人以上 1,000人超 2,000人以下…4人以上 2,000人超 3,000人以下…5人以上 3,000人超える場合…6人以上	1.常時1,000人超 □、常時500人超で坑内労働又は健康上有害な一定の業務に常時30人以上が従事 ※□の事業場のうち坑内労働又は特に有害な業務の事業場⇒前項管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者から選任								
選任期限	選任すべき事由が発生した日から14日以内	同左	同左	同左							
報告	選任したときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告書提出	同左	同左	報告不要。作業場の見やすい箇所に掲示する等の方法により関係労働者に氏名等を周知	選任したときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告書提出 ※学校医は提出不要	報告不要。氏名及びその者に行わせる事項を見やし箇所に掲示する等により関係労働者に周知	選任した場合は、作業開始後遅滞なく、その旨及びその氏名を当該場所を管轄する労働基準監督署長に報告	選任した場合は、作業開始後遅滞なく、その旨及びその氏名を当該場所を管轄する労働基準監督署長に報告	選任した場合は、作業開始後遅滞なく、その旨及びその氏名を当該場所を管轄する労働基準監督署長に報告	委員会を月1回以上開催するにしなければならない。 課題で重要なものに係る記録⇒3年間保存	
職務内容	安全管理者、衛生管理者等の安全に係る技術的事項を管理 及び法10条1項各号の統括管理	法10条1項各号の安全に係る技術的事項を管理	法10条1項各号の業務のうち衛生に係る業務	・健康診断の実施、労働者の健康管理等 ・事業者は、包括安全衛生管理者に対する勤告、衛生管理者に対する指導、助言をすることができる	労働災害を防止するための管理を必要とする作業に従事する労働者 の指導等	イ.元方安全衛生管理者の指揮 ロ.協議組織の設置、運営 ハ.作業場の整頓・調整 ニ.作業場所の監視等	左記のロ～ニのうちの技術的項目を管理 ※事業者は、労働災害防止のため必要な措置をなし得る権限を有する	統括安全衛生責任者、関係者との連絡等 ※当該負人に係るものの実施についての督査 作業計画等の調整 ※在作業による危険の有無の確認 後次の届負人に向け貢献のための意見交換会の開催 後次の工程に関する計画及び実施、設備等の配置に関する計画についての確認	法30条1項各号の特定元方事業者の講べき措置を担当する者に対し指導 ※届出不要	調査審査事項 イ.労働者の危険を防止するための基本となる対策に関すること ロ.労働災害の保健の保全に対する対策に関すること ※労働者の健康障害を防止するための基本となる対策に関すること ハ.労働災害の原因、再発防止対策を安全に実施すること ニ.労働者の健康障害を防止する対策に関すること ハ.労働災害の原因、再発防止対策で衛生に関すること ニ.労働者の健康障害を防止する対策に関すること	
巡視	義務あり	少なくとも毎週1回	義務なし	少くとも毎月1回 作業方法又は衛生状態に有害のあることがあるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない							
行政	都道府県労働局長は、労働災害防止上必要があると認めるときは、事業者に、安全管理者、衛生管理者の増員又は解任を命ぜることができる	労働基準監督署長は、労働災害防止上必要があると認めるときは、事業者に、安全管理者、衛生管理者の増員又は解任を命ぜることができる				統括安全衛生管理者と同一	安全管理者、衛生管理者と同一	少くとも毎月1回 建設現場を巡回			
資格・経験	イ.大学・高等専門学校→理系系統の正規の課程を修めて卒業後3年以上 ロ.高等学校・中等教育学校→理系系統の正規の学科を修めて卒業後5年以上 産業安全の実務経験を有する者 ハ.労働安全コンサルタント ニ.その他、厚生労働大臣が定める者	イ.都道府県労働局長の免許を受けた者 ①第1衛生管理者免許 ②第2衛生管理者免許 ③衛生工学衛生管理者免許 ロ.医師、歯科医師の資格を有する者 安全衛生(衛生推進者は衛生)の実務に從事した経験を有する者 ハ.労働衛生コンサルタント ニ.その他、厚生労働大臣が定める者	当該業務を担当するため必要な能力を有するに認められる者のうちから選任 イ.大学・高等専門学校卒業後1年以上 ロ.高等学校・中等教育学校卒業後3年以上 ①厚生労働省労働基準監督署長が定める講習(日本医師会、産業医科大学等で行う研修)を行った者 ハ.労働衛生コンサルタント(保健衛生専門) ニ.その他、厚生労働大臣が定める者 安全衛生(衛生推進者は衛生)の実務に從事した経験を有する者 ハ.労働衛生コンサルタント ニ.その他、厚生労働大臣が定める者 ①厚生労働省労働基準監督局が「～ニ～と同等以上の能力を有する」と認める者 ・安全管理者、衛生管理者の資格を有する者 ・労働安全コンサルタントの資格を有する者 ・労働衛生コンサルタントの資格を有する者	医師＝労働者の健康管理等を行うに必要な医学に関する知識について一定の要件を備えた者 厚生労働大臣の定める研修(日本医師会、産業医科大学等で行う研修)を行った者 ハ.労働衛生コンサルタント(保健衛生専門) ニ.その他、厚生労働大臣が定める者 安全衛生(衛生推進者は衛生)の実務に從事した経験を有する者 ハ.労働衛生コンサルタント ニ.その他、厚生労働大臣が定める者 ①厚生労働省労働基準監督局が「～ニ～と同等以上の能力を有する」と認める者 ・安全管理者、衛生管理者の資格を有する者 ・労働安全コンサルタントの資格を有する者 ・労働衛生コンサルタントの資格を有する者	イ.都道府県労働局長の免許を受けた者 ロ.厚生労働大臣の定める研修(日本医師会、産業医科大学等で行う研修)を行った者 ハ.労働衛生コンサルタント(保健衛生専門) ニ.その他、厚生労働大臣が定めた者 イ.大学・高等専門学校卒業後3年以上 ロ.高等学校・中等教育学校卒業後5年以上 ハ.8歳以上	イ.大学・高等専門学校卒業後3年以上 ロ.高等学校・中等教育学校卒業後5年以上 ハ.8歳以上	建設工事の施工における安全衛生の実務に從事した経験を有する者 ニ.その他、厚生労働大臣が定めた者 イ.～のうちから事業者が指名した者(職員はいの者) ハ.その他、厚生労働大臣が定めた者	委員構成 イ.統括安全衛生管理者又はその事業の実施を統括管理する者 ロ.衛生管理者 ハ.当該事業場の労働者で、安全に関する経験を有する者 ニ.当該事業場の労働者で、衛生に関する経験を有する者 三.その他、厚生労働大臣が指名した者(委員はいの者) イ.～のうちから事業者が指名した者 ニ.委員会運営担当者 三.労働災害調査士として指名できる			

① 林業、飼養、建設業、運送業、清掃業

② 製造業(他の加工業を含む)、電気業、ガス業、水道業、然供給業、燃料小売業、各商品卸売業、各種商品小売業(百貨店等)、家具・建具・じゅう器等卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、通信業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、設備修理業

③ その他の業種(屋内の産業で非工業的業種)

①-a 木製、金属、塑膠製、玻璃製、製造業(木材・木製品販売業者、化粧工業、鉄鋼業、金属製品販売業者、輸送用機器製造業に限る)、自動車乗用業、機械修理業、運送業(道路貨物運送業、汽船運送業に限る)

②-b 事業用(他の商業を含み、①-aを除く)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、燃料小売業、各商品卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、酒類販賣業、旅館業、カラフル場所、運送業(①-aを除く)